公調委令和3年(ゲ)第5号 丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因 裁定申請事件(以下「第1事件」という。)

公調委令和4年(ゲ)第2号 丹波篠山市における鶏舎等からの悪臭・騒音被害原因 裁定申請事件(以下「第2事件」という。)

裁定

(当事者省略)

主

- 1 申請人が経営する養鶏場における換気扇や給 餌 器の稼働、 鶏 糞 等の搬出その他の事業活動によっては、被申請人 a、被 申請人 b 及び被申請人 c が主張するそれぞれの自宅における 悪臭及び騒音による生活被害は生じていない。
- 2 申請人が経営する養鶏場における換気扇や給餌器の稼働、 鶏糞等の搬出その他の事業活動によっては、被申請人自治会 が主張する公民館における悪臭及び騒音による利用支障の被 害は生じていない。
- 3 申請人の被申請人自治会に対するその余の裁定申請を却下する。
- 4 被申請人a、被申請人b及び被申請人cの申請人に対する 各裁定申請並びに被申請人自治会の申請人に対する各裁定申 請のうち後記第1の2(2)ア及び同ウをいずれも棄却する。
- 5 被申請人自治会の申請人に対する各裁定申請のうち後記第 1の2(2)イ及び同工をいずれも却下する。

理由

- 第1 当事者の求める裁定
 - 1 第1事件
 - (1) 主文第1項に同旨

(2) 被申請人自治会が主張する、申請人が経営する養鶏場付近公道での悪臭及び騒音被害は、上記養鶏場における換気扇や給餌器の稼働、鶏糞等の搬出その他上記養鶏場における申請人の事業活動によるものではない。

2 第2事件

- (1) 被申請人a、被申請人c及び被申請人bの原因裁定申請
 - ア 被申請人a、被申請人c及び被申請人bの自宅敷地内における平成31 年1月以降の悪臭被害は、申請人の鶏舎及びその周辺の鶏糞又はそれらの 場所から搬出された鶏糞によるものである。
 - イ 被申請人a、被申請人c及び被申請人bの自宅敷地内における平成31 年1月以降の騒音被害は、申請人の鶏舎及びその周辺における申請人の事 業活動に伴う換気扇、給餌器、車両、重機等の稼働によるものである。
- (2) 被申請人自治会の原因裁定申請
 - ア 被申請人自治会の管理する公民館における平成31年1月以降の悪臭被 害は、申請人の鶏舎及びその周辺の鶏糞又はそれらの場所から搬出された 鶏糞によるものである。
 - イ 被申請人自治会の構成員である鶏舎周辺の住民の自宅敷地内及び鶏舎周辺の市道における平成31年1月以降の悪臭被害は、申請人の鶏舎及びその周辺の鶏糞又はそれらの場所から搬出された鶏糞によるものである。
 - ウ 被申請人自治会の管理する公民館における平成31年1月以降の騒音被 害は、申請人の鶏舎及びその周辺における申請人の事業活動に伴う換気扇、 給餌器、車両、重機等の稼働によるものである。
 - エ 被申請人自治会の構成員である鶏舎周辺の住民の自宅敷地内及び鶏舎周辺の市道における平成31年1月以降の騒音被害は、申請人の鶏舎及びその周辺における申請人の事業活動に伴う換気扇、給餌器、車両、重機等の稼働によるものである。

第2 事案の概要

1 第1事件は、養鶏場を営む申請人が、周辺住民である被申請人a、被申請人c及び被申請人b並びに被申請人自治会(以下併せて「被申請人ら」という。)に対し、申請人の事業活動と被申請人らの主張する悪臭及び騒音による生活被害との間に因果関係が存在しないことの確認を求める事案である。第2事件は、被申請人らが、申請人の事業活動によって悪臭及び騒音による生活被害が生じていることの確認を求める事案である。

2 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる。

(1) 申請人及びその事業活動の概要

ア 申請人は、平成26年1月1日以降、兵庫県丹波篠山市d番地、e番地、f番地、g番地(合計面積4374㎡)において、hの屋号で養鶏場(以下「本件養鶏場」という。)を営んでいたが、令和4年12月頃までに、同所での養鶏事業を廃止した(乙26、審問の全趣旨)。

イ 本件養鶏場の位置関係等

本件養鶏場の周辺の状況は別紙1のとおりであり、本件養鶏場は、山間の 東西に伸びる谷筋に位置している。

本件養鶏場の敷地は、北側が市道に、南側が小川に接しており、それらの 先はいずれも山地となっている。本件養鶏場の東西には農地がある。(乙1001、2、職1、審問の全趣旨)

ウ本件養鶏場の状況等

本件養鶏場には、飼料倉庫(別紙1の※印が付された建物)のほか、10棟の鶏舎(別紙1の①~⑩の番号が付された各建物)があり、うち1棟は遅くとも令和3年以降は堆肥舎として使用されていた。

本件養鶏場では、1棟の鶏舎において550羽ないし600羽の鶏を飼育しており、順次、鶏舎にひな鳥を入れて飼育し、成長後に出荷していた。

鶏の入荷から出荷までの期間は90日ないし100日程度であり、出荷後の鶏舎の清掃や消毒作業に1か月半程度を要していた。このため、鶏の飼育状況は鶏舎ごとに異なっていた。また、鶏糞は、鶏舎内にもみ殻を敷いて、鶏舎内で発酵させていた。

鶏舎の大きさは、いずれも、奥行約20m、幅約6.5m、高さ約3mであり、鶏舎付近には、令和2年頃から、防音シートが設置され、その一部にアンモニア分解シートが貼り付けられていた。各鶏舎には、換気扇(送風機)が2台備え付けられていた。換気扇は、当初、鶏舎の短辺の壁に備え付けられていたが、令和3年に長辺の中央付近の壁に移設された。2台の換気扇のうち、1台は精密なセンサーの付いたインバータ式のもので、年中稼働しており、他の1台は、気温で反応するセンターが付いたものであった。各鶏舎内には、長辺に平行して給餌器が設置され、給餌器は、パイプにつるされた複数のえさ皿内のえさがなくなると、自動的にパイプ内のスクリューが回転して各えさ皿に順次えさを入れ、えさが入り切ると停止する仕組みとなっていた。(甲11、12、乙9、17、職1、審問の全趣旨)

エ 鶏糞の搬出状況

申請人は、申請人が所有する兵庫県丹波篠山市i所在の農地(合計面積3499㎡。以下「本件農地」という。)に本件養鶏場から発生する鶏糞を搬入していた。本件養鶏場周辺と本件農地周辺との位置関係は別紙2のとおりであり、本件農地周辺の状況は別紙3のとおりである。鶏糞の搬入の頻度は、1か月ないし数か月に1度程度であることもあれば、1年程度の間隔が空くこともあり、搬入を行うときには、複数台の2トンダンプトラックにより鶏糞を搬入していた。(乙10の3、職1、審問の全趣旨)

(2) 被申請人ら及びその住居の位置関係等(乙10の2、3、乙12、職1、 審問の全趣旨)

ア 被申請人a (昭和52年生) は、本件養鶏場周辺にある自宅(以下「a

宅」という。)に妻子と居住し、自宅敷地内にある母屋には被申請人 a の両親が居住している。 a 宅は、本件養鶏場の北東方向の高台(本件養鶏場よりも約30 m高い位置)に位置しており、本件養鶏場からの距離は約70 mである。

- イ 被申請人 c (昭和54年生) は、平成24年に京都市近郊から転居して、妻子とともに本件養鶏場周辺にある自宅 (以下「c宅」という。) に居住している。c宅は、本件養鶏場の北西方向の高台 (本件養鶏場よりも約50m高い位置)に位置しており、本件養鶏場からの距離は約175mである。
- ウ 被申請人b(昭和53年生)は、妻子及び両親とともに本件農地周辺に ある自宅(以下「b宅」という。)に居住している。b宅は、本件農地の南 方に位置しており、本件農地からの距離は約50mである。
- エ 被申請人自治会は、兵庫県丹波篠山市j地区の住民によって構成される 代表者の定めのある法人格なき社団である。被申請人自治会が管理するk 公民館と呼称される集落施設(社会教育法20条に規定する公民館ではな く、集落施設が「公民館」と呼称されているもの。)は、本件養鶏場の東北 東方向の市道沿いに位置しており、本件養鶏場からの距離は約65mであ る。

(3) 悪臭に関する規制基準

- ア 悪臭防止法は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する 悪臭に係る規制について、都道府県知事等が、規制地域を指定し、その実 情に応じて大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として規制基準を定め るか、大気の臭気指数の許容限度として規制基準を定めるかのいずれかを 選択できるものとしている(同法3、4条参照)。丹波篠山市においては、 特定悪臭物質の濃度の許容限度として、別紙4のとおり、工場その他の事 業場の敷地の境界線の地表における規制基準が定められている(甲9)。
- イ 本件養鶏場及びその周辺の地域は、別紙4の地域区分のうち一般地域に

該当する(甲10、審問の全趣旨)。

(4) 騒音に係る環境基準

- ア 本件養鶏場周辺の地域(用途地域の指定のない区域)は、騒音に係る環境基準(環境基本法16条1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準。平成10年環境庁告示第64号)の地域の類型「B」(主として住居の用に供される地域)に該当する。(なお、本件養鶏場で用いられていた換気扇は原動機の出力が400Wのものであるところ(甲11)、送風機については、騒音規制法所定の特定工場等においては原動機の定格出力が7.5kW以上のもの、兵庫県環境の保全と創造に関する条例所定の特定施設等においては動力が3.75kW以上のものと定められていることからして、本件養鶏場は、上記特定工場等あるいは特定施設等のいずれにも該当せず、それらに対する騒音の規制基準は適用されない。)
- イ 前記地域の類型「B」における騒音に係る環境基準値は、昼間(午前6時から午後10時まで)55dB以下、夜間(午後10時から翌日の午前6時まで)45dB以下である。

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月環境省)によれば、騒音の評価指標は等価騒音レベル(LAeq)によるものとし、基準時間帯ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することが原則とされている。

(5) 本件各裁定申請に至る経緯(甲4の1~4、乙1、2、9、審問の全趣旨) ア 丹波篠山市は、住民からの苦情を受け、平成29年7月以降、申請人に 対し、本件養鶏場から発生する悪臭等について指導を行うようになり、平 成30年10月19日から令和2年8月18日にかけて、別紙5のとおり、 合計19回にわたり、業者に委託し、本件養鶏場の敷地境界線付近におい て、臭気測定を実施した。一連の臭気測定により採取した24検体の試料 のうち以下の4検体について、アンモニア濃度が規制基準の1ppm を超えていることが確認された。

- ① 平成30年10月19日 1.6ppm
- ② 令和元年11月7日 1.4ppm
- ③ 令和2年8月3日 1.2ppm
- ④ 令和2年8月6日 1.1ppm
- イ 丹波篠山市は、申請人に対し、平成30年11月、前記ア①の測定結果等を根拠として改善命令・改善勧告をし、平成31年3月、申請人が改善命令・改善勧告に従わなかったとして再度改善命令・改善勧告をし、令和元年8月、申請人に係る農業基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を取り消し、同年12月、前記ア②の測定結果等を根拠として改善命令・改善勧告をし、令和2年10月、前記ア③及び④の測定結果等を根拠として改善命令・改善勧告をし、同年11月、度重なる改善勧告に従わなかったことなどを根拠として改善命令をした。そして、丹波篠山市は、令和3年1月、申請人が改善命令に従わなかったとして、申請人の住所及び氏名並びに本件養鶏場の所在地の公表をした。
- ウ 申請人は、令和元年6月10日から令和3年6月23日にかけて、別紙6のとおり、11回にわたり、業者に委託して、本件養鶏場の北側(市道側)敷地境界付近において、臭気測定を実施したが、アンモニア濃度はいずれも規制基準の1ppmを下回るものであった。
- エ 申請人は、令和元年9月、丹波篠山市による改善命令等の取消しを求め る訴訟を神戸地方裁判所に提起した。
- オ 被申請人らは、令和2年5月、兵庫県公害審査会に、申請人に対して本 件養鶏場の鶏舎の撤去等を求める調停を申請した。申請人は、この調停事 件の係属中の令和3年4月、公害等調整委員会(以下「公調委」という。) に、第1事件に係る裁定申請をし、被申請人らは、令和4年2月、第2事件

に係る裁定申請をした。

3 当事者の主張

(1) 本案前の答弁

(被申請人らの主張)

本件養鶏場は、未許可転用という農地法に違反する状態にあり、行政により鶏舎の早期の撤去が求められているのであって、申請人は原因裁定を求める資格を欠くのであるから、第1事件に係る申請人の原因裁定申請は、不適法なもの又は権利の濫用として、却下されるべきである。

(申請人の主張)

農地法の問題と被申請人らが訴える悪臭・騒音被害の問題とは、全く関連のない事柄であって、被申請人らが主張する事情によって第1事件に係る申請人の原因裁定申請が不適法とされることはない。

(2) 悪臭被害について

(被申請人らの主張)

ア 被申請人 a、被申請人 c 及び被申請人自治会の主張

本件養鶏場においては、多量の鶏糞が毎日発生しており、鶏舎からの悪臭は、鶏舎に備え付けられた大型の換気扇や開閉式扉等から周囲に拡散されている。丹波篠山市が業者に委託して実施した臭気測定の結果、本件養鶏場周辺において規制基準を超える濃度のアンモニアが何度も検出されている。上記臭気測定は、事前の調査実施の予告がされていないものもあり、申請人による測定を予期した対策が講じ得ない状況での測定結果を含むことから、信用性の高い検討資料というべきであって、本件養鶏場からの悪臭が被申請人らの自宅や施設に到達していることは明らかである。

a 宅においては、1 階玄関や2 階キッチン、リビングで、窓を開けている と臭いがし、寝室では、夜間、窓を開けて寝ていると臭いがした。天候や季 節、風の状態、本件養鶏場の換気扇の稼働状況によって、臭いがきつくなっ た。

c 宅に本件養鶏場からの臭気が到達することはまれにしかないが、令和 3年11月5日には、c 宅にまで鶏舎からの悪臭が到達した。

イ 被申請人bの主張

申請人は、平成30年9月頃から、本件農地に大量の鶏糞を投棄するようになり、これによって、b宅には、強い鶏糞臭が入り込むようになった。また、ハエ等の小昆虫もb宅に入り込むようになったほか、被申請人bの妻及び子らは、申請人が鶏糞を搬入し始めてから、咳が出ることが多くなり、妻は同年中ないし平成31年1月頃に肺炎となった。

(申請人の主張)

- ア 本件養鶏場から悪臭は発生していない。被申請人らに悪臭による生活被害が生じたことについては、何ら具体的な立証がない。申請人が行った臭気測定の結果は、いずれも規制基準を大きく下回るものであったし、丹波篠山市によって実施された臭気測定も、そのほとんどが規制基準を下回るものであり、その全体像を見ると、平成30年10月19日のアンモニア濃度1.6ppmから大幅に測定結果が改善していることが分かる。また、丹波篠山市による臭気測定の結果、規制基準を超えたものがあったという点についても、申請人が立ち会わずに実施されたものであり、測定地点が不明であることに加え、複数地点での測定も行われていないという問題のあるものであって、直ちに信用性を肯定できるものではない。
- イ 申請人は、本件農地に鶏糞の搬入をしているが、これによって悪臭を発生させたことはない。なお、申請人が本件農地に鶏糞を搬入しているのは、 投棄ではなく、堆肥を入れて土づくりをするためである。本件農地は現在 はねぎ畑となっている。

(3) 騒音被害について

(被申請人らの主張)

ア 被申請人 a、被申請人 c 及び被申請人自治会の主張

申請人は、鶏舎に備えられた換気扇や給餌器のほか、自動車からも騒音を発生させた。令和3年12月13日、同月23日及び同月24日には、本件養鶏場付近において、給餌器からと思われる騒音が鳴り響いた。また、申請人は、本件養鶏場において、同年10月頃までは約6頭以上、その後は数頭の犬を飼育し、その犬らが、本件養鶏場近くを人が通るときや夜中に、激しく、時には4時間以上にわたって吠え続けることがあった。被申請人らには、その鳴き声によって安眠が妨げられるなどの実害が生じた。

a 宅内では、本件養鶏場の鶏舎の換気扇の騒音が、2 4 時間、絶え間なく間こえていた。特に、就寝時や洗濯物を干す時など、静寂の中に響く不快な音に絶えず曝露されていた。

被申請人 c は、作曲や映像制作を職業として行っており、平成 2 4年夏、静かな環境を求めて、京都市近郊から現住所に転居し、c 宅の離れの 1 階において、午前 9 時頃から午後 9 時頃まで、仕事を行うことが多いところ、申請人が本件養鶏場に大型の換気扇を設置してからは、静ひつな地域に、夜間も騒音が響くようになり、従前の静かな環境が大きく損なわれている。特に午後 9 時以降は、本来は静まり返る時間帯であることから、深夜に仕事をする際に騒音が気になる。

イ 被申請人 b の主張

申請人は、数か月に一度、重機を使って本件農地に鶏糞の投棄をしている ところ、この時の機械音がとてもうるさい。遅いときには午後8時過ぎまで 作業していたことがあった。

(申請人の主張)

被申請人らに騒音による生活環境被害が生じたことを示すデータは何ら示されていない。また、本件養鶏場の北側(市道側)敷地境界付近において45~50dBの騒音が確認されたとしても、人の声でいえば「小さな声」とされ

る程度の音にすぎないのであって、申請人の事業活動による騒音被害は生じていない。

第3 当裁定委員会の判断

1 本案前の答弁について

申請人と被申請人らとの間には、申請人の営む養鶏事業に関する悪臭・騒音をめぐる公害紛争が生じていることは明らかであって、農地法違反に関する被申請人らの主張は、申請人が紛争解決のために原因裁定制度を利用する妨げとなるとは認め難く、被申請人らの本案前の主張は失当である。

- 2 被申請人自治会の各原因裁定申請について
 - (1) 前記第1の2(2)イ及び同工の被申請人自治会の各原因裁定のうち、被申請人自治会の構成員である鶏舎周辺の住民の自宅敷地内における悪臭及び騒音被害に係るものは、被申請人自治会の構成員である住民の権利を根拠とするものと解される。しかし、被申請人自治会に住民の権利を行使する権限があるとみるべき事情はうかがえず、被申請人自治会には、上記各申請について当事者適格が認められない。よって、上記各申請は却下されるべきものである。
 - (2) 前記第1の2(2)イ及び同工の被申請人自治会の各原因裁定申請のうち、鶏舎周辺の市道における悪臭及び騒音被害に係るものは、上記事情に加えて、被申請人自治会が当該市道に対して固有の権原を有していることもうかがえない。したがって、被申請人自治会には当事者適格がないというべきであり、上記各申請は却下を免れない。
 - (3) 前記第1の2(2)ア及び同ウの被申請人自治会の各原因裁定申請において、被申請人自治会は、「公民館」における悪臭・騒音被害を主張しているところ、ここでいう「公民館」は、被申請人自治会が管理するk公民館であると解される(本件記録上、被申請人自治会が管理する施設として、k公民館の他に、「n公民館」と呼称される集落施設もあることが認められるが、本件養鶏場

や本件農地から1km程度離れた位置にあるようであり、悪臭や騒音の被害対象場所とは想定し難い。)。しかるところ、被申請人自治会は、法人格なき社団であって、自然人とは異なり、悪臭や騒音による健康被害や精神的苦痛による被害は観念できないが、悪臭や騒音による公民館の利用支障といった財産被害については、固有の被害として主張し得るものと解される。そこで、後記4及び5においては、上記の範囲内で被申請人自治会に当事者適格があるものとして検討する。

3 申請人の被申請人自治会に対する原因裁定申請について

同様に、申請人の事業活動によっては、被申請人自治会の主張する公民館の 利用支障の被害は生じていないことの確認を求める範囲で適法なものと扱い、 これを超える部分は、不適法であり、却下が相当である。

4 悪臭被害について

(1) 認定事実

前記前提事実に加え、後掲各証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実 が認められる。

ア 前記第2の2(5)アのとおり、平成30年10月19日から令和2年8月18日にかけて、合計19回にわたり、丹波篠山市が業者に委託し、本件養鶏場の敷地境界線付近において、臭気測定を実施し、24検体の試料を採取したところ、アンモニア濃度の測定結果は別紙5のとおりであり、規制基準を超えたのは別紙5の番号1、4、16及び18の4検体のみであった。これらの測定には、丹波篠山市の職員及び本件養鶏場の周辺住民が立ち会ったが、申請人の立会いなく実施されたものであり、申請人に事前の予告なく行われたものもあった。また、別紙5の番号5、9、11、12及び13については、丹波篠山市が業者に委託して臭気指数の測定も実施されたところ、その結果は、いずれも臭気指数10未満というものであった。なお、測定対象は、当初、特定悪臭物質のうちアンモニア等10物質の

濃度であったが、平成30年10月19日の測定結果が、アンモニア濃度 以外はいずれも規制基準を超過しなかったことから、それ以降はアンモニ ア濃度のみが対象とされた。また、丹波篠山市から委託を受けた業者は、 本件養鶏場では、順次、鶏舎にひな鳥を入れ、成長後に出荷しており、鶏舎 ごとに鶏の飼育状況が異なることから、臭気測定を継続的に行うに当たっ ては、定点測定はせず、その都度、実際に鶏を収容し、換気扇による臭気の 排出が認められる鶏舎の近傍において実施した。(甲4の1~4、乙9、審 間の全趣旨)

イ 前記第2の2(5)ウのとおり、申請人は、令和元年6月10日から令和3年6月23日にかけて、合計11回にわたり、業者に委託して本件養鶏場の北側(市道側)敷地境界付近において臭気測定を行った。その結果は、別紙6のとおりであり、規制基準を超過したものはなく、多くが規制基準を大きく下回るものであった。なお、別紙6の番号1の測定には被申請人らのほか丹波篠山市の職員が、番号2の測定には丹波農林振興事務所の職員が、番号5の測定には朝来家畜衛生保健所の職員がそれぞれ立ち会った。

(甲1、3、8、乙9、審問の全趣旨。枝番を含む。)

ウ 兵庫県公害審査会による現地確認調査等

令和2年10月16日、当事者双方が立会い、兵庫県公害審査会による本件養鶏場及び本件農地の現地確認調査が実施された。同日、丹波篠山市が委託した業者による本件養鶏場の北側(市道側)敷地境界付近における臭気測定も実施されたところ、その結果は、アンモニア濃度が0.3ppmであった。

(乙9、審問の全趣旨)

エ 職権による現地確認調査(職1、3)

裁定委員会は、大気汚染及び悪臭の評価・制御を専門とする立命館大学理工学部環境都市工学科の教授である樋口能士専門委員を選任し、公調委の事務局職員は、同専門委員とともに、令和4年3月4日及び同年9月13

日、本件養鶏場及びその周辺の現地確認調査を行った。同年3月4日の現地確認調査には、当事者双方の代理人弁護士のほか、申請人の夫、被申請人a、被申請人c、被申請人b及び被申請人自治会の代表者が立ち会い、同年9月13日の現地確認調査には、当事者双方の代理人弁護士のほか、申請人の夫、被申請人a、被申請人c及び被申請人自治会の代表者が立ち会った。これらの現地確認調査においては、いずれの日においても施設内外を周回して様々な地点に立ち、臭気の程度を確認したが、本件養鶏場の敷地境界においては全地点でほとんど臭気を感ぜず、飼育中の鶏舎内にも立ち入ったが、飼料や堆肥のような臭気を一定程度は感じたものの、刺激を伴うアンモニア臭のようなものを感じることはなかった。

オ 職権による臭気測定調査(職2、3)

裁定委員会は、令和4年3月の前記現地確認調査の結果及び専門委員の意見を踏まえ、当事者双方の意見も聴取し、現地における臭気測定調査の方法を立案の上、株式会社近畿分析センターに委託して、令和4年9月29日から同月30日にかけて、本件養鶏場及び本件農地付近並びに鶏舎内において検体の試料を採取し、臭気指数、臭気強度及び特定悪臭物質のうち11物質(アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸)の濃度の分析による臭気測定調査(以下「本件臭気測定調査」という。)を実施した。

すなわち、本件養鶏場は、山間部の谷筋に沿って所在しており、朝・夕の 無風・弱風の時間帯を挟み、昼間には低地から谷を登る谷風、夜間には山手 から谷を下る山風が吹くという地域に固有の風系が存在し、谷風が吹く時 間帯及び山風が吹く時間帯において最も強く臭気が周辺に到達すると想定 されたことから、これを前提として試料採取を行うこととした。そこで、本 件養鶏場の北側(市道側)敷地境界付近においては、早朝から朝にかけての 無風状態から谷風が吹き始める時間帯と、日没から夜間にかけての無風状態から山風が吹き始める時間帯に、30秒間ないし60秒間間隔で5検体の試料を採取した。また、鶏舎内を対象とする測定については、温度が上がり臭いが強くなる日中において、臭気が他よりも強いものと想定される、最も成長した鶏が飼育されている鶏舎及び鶏が飼育されておらず敷料の発酵過程にある鶏舎を対象として、各3検体の試料を採取した。さらに、本件農地周辺での測定については、鶏糞搬入に直近した日時において本件農地の風下側の至近距離において、30秒間ないし60秒間間隔で5検体の試料を採取した。その上で、各検体の中で最も臭気強度の高い試料を選択して臭気指数や特定悪臭物質の濃度の測定を分析した結果は、別紙7のとおりである。

(2) 検討

ア 本件臭気測定調査時点における悪臭被害について

本件臭気測定調査は、前記のとおり、職権による現地確認調査の結果及び専門委員の意見を踏まえるとともに、当事者双方の意見も聴取し、現地における臭気のピーク値をできる限り捉えることができるように調査方法を工夫した上で、大気測定を含む環境分析等の専門業者に委託して行ったものであることから、測定調査時における現地の臭気の状況を的確に反映するものと認めることができる。この測定調査の結果によれば、本件養鶏場の北側(市道側)敷地境界線や本件農地の周辺において、規制基準を超過する悪臭物質が排出されていたとはいえず、臭気指数や臭気強度からしても問題視すべき悪臭があったとはいえない。したがって、本件臭気測定調査の時点において、a 宅、c 宅及び k 公民館並びに b 宅につき、本件養鶏場に係る申請人の事業活動に由来する悪臭による生活環境被害が生じていたと認めることはできない。

イ 本件臭気測定調査以前の悪臭被害について

前記認定のとおり、丹波篠山市が業者に委託して数次にわたり実施した 本件養鶏場の敷地境界線付近における臭気測定では、アンモニア濃度につ いて、平成30年10月19日には1.6ppm、令和元年11月7日には1. 4 ppm、令和2年8月3日には1.2 ppm、同月6日には1.1 ppm と、規制 基準である1ppm を超過するものが検出されている。しかしながら、平成3 0年10月19日から令和2年8月18日にかけて19回にわたり実施さ れた一連の臭気測定において、採取された24検体の試料のうち規制基準 を超過していたのは上記4検体にとどまる。加えて、上記臭気測定の際に丹 波篠山市が業者に委託して5回にわたり実施した臭気指数の測定結果は、 いずれも、臭気指数が10未満というものであった。以上によれば、平成3 0年10月から令和2年8月にかけて、夏季を含めて多数回にわたり、現に 鶏が飼育されている鶏舎の近傍において、丹波篠山市が業者に委託して実 施した臭気測定においても、規制基準を超過するアンモニア濃度が確認さ れたのは一部にとどまり、その場合も、アンモニア濃度について最大で1. 6 ppm が検出された程度であって、規制基準を大きく超過するものではなか ったといえる。そうすると、本件養鶏場において、規制基準を上回る臭気が 発生することがあったとしても、その程度は大きなものではなく、このよう なことが常態化していたとは認め難い。加えて、k公民館、a宅及びc宅は、 本件養鶏場に最も近い k 公民館でも本件養鶏場から約65 m離れた位置に あり、拡散希釈により臭気が相当程度減弱すると考えられることから、k公 民館やa宅、c宅において、本件養鶏場に係る申請人の事業活動に由来する 悪臭による生活被害が生じていたとは認め難い。

b宅については、過去において臭気測定が実施されておらず、本件農地への鶏糞の搬入後に実施した本件臭気測定調査の結果以外に客観的証拠はなく、これに照らすと、本件養鶏場に係る申請人の事業活動に由来する悪臭による生活被害があったと認めることは困難である。

ウ 被申請人らの主張について

被申請人らは、本件臭気測定調査などに関して、種々指摘するので、以下 に検討する。

まず、被申請人らは、本件臭気測定調査について、申請人が、悪臭が感知 されないように、飼育する鶏の数を調整したり、消臭効果のある薬剤や資材 を使用したりするなど、調査に先立ち意図的な対策を実施した上のもので あり、実態を反映するものではない旨主張する。しかし、本件臭気測定調査 は、申請人の事業活動の継続中に実施したものであるところ、養鶏事業は、 収益の確保や取引先との関係維持を前提に一定のサイクルをもって営まれ るものであることから、被申請人らが主張するような調査実施時に限った 意図的な対策は困難であると考えられる上に、これをうかがわせる具体的 な事情を伴うものではなく、被申請人らの上記主張は採用し難い。さらに、 被申請人らは、丹波篠山市が業者に委託して実施した一連の臭気測定につ いても、申請人による事前の対策が講じられたものであり、この結果をもっ て悪臭被害の最大値とみるべきではないと主張するが、上記と同様の事情 が妥当する上に、これらの一連の臭気測定は、測定地点も測定者が任意に定 め、申請人の立会いなく多数回にわたって実施されたものであり、申請人に 事前の予告なく行われたものもあったことを勘案すると、上記主張は失当 といわざるを得ない。

次に、被申請人らは、本件臭気測定調査が、9月末頃に実施されたものであり、温度や湿度、風向等において臭気の最も発生しやすい環境条件により実施されたものとはいい難いと主張する。しかし、温度や湿度に関しては、過去の臭気測定調査において、最も高いアンモニア濃度1.6ppmが確認されたものは平成30年10月であり、その次に高いアンモニア濃度1.4ppmが確認されたのは令和元年11月であって、9月末頃が臭気測定の時期として問題のあるものということはできない。また、風向については、前記

のとおり、本件臭気測定調査は、朝・夕の無風・弱風の時間帯を挟み、昼間には低地からの谷を登る谷風、夜間には山手から谷を下る山風が吹くという地域に固有の風系を考慮し、早朝から朝にかけての無風状態から谷風が吹き始める時間帯と、日没から夜間にかけての無風状態から山風が吹き始める時間帯に、30秒間ないし60秒間間隔で5検体の試料を採取するという、最も強く臭気が周辺に到達すると想定される条件の下で実施したものであって、相当というべきである。

さらに、被申請人らは、本件臭気測定調査について、短期間の測定であり、 長期にわたって拡散され続けてきた臭気の状況を代表するものではないと 主張する。しかし、前記認定のとおり、丹波篠山市が業者に委託して約2年間にわたり合計19回実施した一連の臭気測定の結果は、一部に規制基準 を超過するものがあったものの、それらも規制基準を大きく超過するもの ではなく、他はいずれも規制基準を下回るものであった。また、申請人が業 者に委託して実施した数次にわたる臭気測定は、被申請人らや第三者が立 ち会って実施されたものもある上、その結果は一貫して規制基準を下回る ものであった。本件臭気測定調査の結果は、これらの過去に実施された臭気 測定の結果とも整合するものであって、被申請人らの上記主張は採用でき ない。

また、被申請人らは、本件臭気測定調査の結果、大気中での希釈による臭気低減効果が低い物質の存在が示唆されていることから、過去に敷地境界において規制基準を超過するアンモニア濃度が測定された際には、アンモニアの臭気にこれらの物質の臭気が合わさることにより、アンモニア濃度に基づいて一般的に想定される臭気濃度よりも強い臭気濃度が観測された可能性がある旨主張する。確かに、一般的な養鶏場に関する過去の報告では、代表的な値として、臭気強度2.5に対して臭気指数11、臭気強度3.5に対して臭気指数17という値が示されているところ、本件臭気測定調

査のうち、鶏が飼育されておらず敷料の発酵過程にある鶏舎内におけるものでは、臭気強度1.5に対して臭気指数11という値が示されていることからして、上記鶏舎内には、例えばpークレゾールのような希釈による臭気低減効果が低い物質が存在し、これが臭気強度と臭気指数の関係に影響していることが考えられる。しかし、この影響は、アンモニアや硫黄化合物、低級脂肪酸のような鶏糞の腐敗等で生じる主要な臭気成分が抑制され、希釈による臭気低減効果が低い物質が支配的となっていたために発現したことが考えられ、本件臭気測定調査時よりも強いアンモニアの臭気が存在する状況において同様の影響が直ちに認められるものとはいえない。また、臭気濃度は、臭気を人間の感覚で感じられなくなるまで無臭空気で薄めたときの希釈倍率であり、臭気指数は、その常用対数を10倍した数値であるから、臭気指数11であれば、臭気濃度は13程度であって、数値としては低いものである。そうすると、上記鶏舎内に希釈による臭気低減効果が低い物質が存在していたとしても、臭気濃度に大きく影響を及ぼす量であったとはいえない。したがって、被申請人らの上記主張は採用できない。

以上のとおり、被申請人らの上記各主張は、いずれも前記ア及びイの判断を左右しない。

5 騒音被害について

(1) 被申請人a、被申請人c及び被申請人自治会関係

被申請人らによる騒音計を用いた騒音測定の記録(乙11の1、3~7)によれば、本件養鶏場の敷地境界やその付近において、本件養鶏場の換気扇等に由来すると思われる45dB前後の音が確認された事実が認められる。しかし、それらは、等価騒音レベルによる測定結果ではなく、騒音に係る環境基準との比較が困難である上、k公民館、a宅及びc宅は、最も近いk公民館でも本件養鶏場から約65m離れており、上記各建物に至るまでに騒音が相当程度距離減衰したと考えられる。そうすると、本件養鶏場からの騒音は、

k公民館、a宅及びc宅においては、騒音に係る環境基準を下回る数値となっていたと合理的に推認される。したがって、上記認定の事実によっては、 k公民館、a宅及びc宅において、本件養鶏場に係る申請人の事業活動に由来する騒音による生活被害が生じていたと認めることはできない。

なお、被申請人 c が録音した乙 $1301\sim5$ には本件養鶏場の給餌器が空回りしたときの騒音も記録されているとのことであるが(乙12)、騒音計を用いた測定は行われておらず、騒音の程度を示す客観的証拠はないところであって、上記各証拠は、騒音による生活被害があったことを証するに足りない。また、本件養鶏場の給餌器は、えさが空となったときに音を発生させるが、通常はえさが空になると自動で停止するものであったようであり(甲12、13)、上記の騒音は、給餌器に異常があった際に生じた単発的なものであったと考えられる。したがって、給餌器からの騒音を根拠として、13、130、130、130、130、130、130、130、130、130、130、130、130、130、130、130 13

その他、被申請人a、被申請人c及び被申請人自治会は、本件養鶏場で飼われていた犬の鳴き声や本件養鶏場の事業活動に用いられていた自動車のクラクションの音を問題視するが、いずれも散発的に生じていたものとみられ、それらにより騒音による生活被害が生じていたと認めることはできない。

(2) 被申請人b関係

b宅における騒音被害については、騒音の状況に関する客観的証拠がなく、 本件養鶏場に係る申請人の事業活動に由来する騒音による生活被害が生じて いたと認めるに足りない。

第4 結論

以上によれば、申請人の各裁定申請は、主文第1項及び第2項の限度で理由 があるからこれらを認容し、申請人の被申請人自治会に対するその余の裁定申 請は不適法であるから却下するのが相当である。他方、被申請人a、被申請人 c及び被申請人bの各原因裁定申請並びに前記第1の2(2)ア及び同ウの被申請人自治会の各原因裁定申請は、いずれも理由がないから棄却し、同イ及び同工の被申請人自治会の各原因裁定申請は、いずれも不適法であるから却下するのが相当である。

よって、主文のとおり裁定する。

令和5年9月14日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 永 野 厚 郎

裁定委員 上 家 和 子

裁定委員大橋洋一は、差支えにより署名押印することができない。

裁定委員長 永 野 厚 郎

※裁定文中の別紙1~7は省略